

児童手当・特例給付現況届について



児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月1日における状況を現況届により町に届け出し、引き続き受給資格があるか審査を受ける必要があります。

対象者には、町から6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が受けられなくなりますのでご注意ください。

○提出期限

毎年6月末日（郵送の場合は、6月末日消印有効です。）

※提出が遅れた場合等は、手当の支給日が遅れることがあります。

○提出書類

□全員が必要なもの

- ・児童手当・特例給付現況届
- ・受給者の健康保険証のコピー（国民年金加入の方・年金未加入の方は省略可）

□状況により必要となるもの

- ・受給者及びその配偶者の課税証明書または非課税証明書（原則、基準となる年の1月1日に神崎町に住民登録がない方）
- ・児童の世帯全員の住民票（児童と別居していて、児童の住民登録が神崎町以外にある方）
- ・監護生計同一申立書（児童と別居している方。児童と同居し面倒をみている方の署名が必要です。）
- ・その他（児童の監護状況等により、書類の提出を求めることがあります。）

※世帯の状況によって、提出する書類が異なります。ご不明な点は保健福祉課までお問い合わせください。

○問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 1603

歯科口腔健康診査が始まります



いつまでも自分らしく元気な生活が送れるように、千葉県後期高齢者医療広域連合では、口腔機能の低下や誤嚥性肺炎などの疾病を予防するとともに、口腔機能の維持・改善を目的とした口腔健診を実施します。

対象者には、5月中に、緑色の案内通知（受診票）を送付しました。受診を希望される方は、直接医療機関に予約してください。

○対象者 後期高齢者医療制度に加入している、昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までに生まれた人（長期入院患者、施設入所者は対象外）

○期 間 6月1日⑧～10月31日⑨（休診日を除く）

○内 容 ・口腔診査：歯と歯肉の状況（むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど）
口腔機能の状況（舌の動き、物を飲み込む力など）
・口腔衛生指導：むし歯、歯周疾患の予防法など

○費 用 自己負担なし（無料）

口腔健診を受けた後は、健診結果の説明や指導事項をよく聞き、治療の指示があった場合は、早めに対処しましょう。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎ 2113

**年金生活者等臨時福祉給付金の受付は6月30日（木）までです。
まだ提出されていない方はお早めに保健福祉課まで提出してください。**